

福山市指定認知症対応型共同生活介護事業者募集要領

1 目的

本要領は、「福山市高齢者保健福祉計画2024」に基づき、指定認知症対応型共同生活介護事業のサービス基盤の整備に関することについて必要な事項を定めるものとする。

2 整備内容

(1) 整備するサービス種別

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

(介護予防) サテライト型認知症対応型共同生活介護

※上記のサービス比較については、別紙参照

(2) 整備数

36人(1ユニット5~9人、3ユニットまで)

(3) 整備対象圏域

本市全域を対象とするが、「中央1」と「東部」の日常生活圏域を重点整備圏域とする。

3 応募資格等

(1) 応募資格

次のいずれにも該当するものとする。

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号その他関係する法令等に規定する欠格事由に該当しない者であること。

イ 本市に納付すべき市税、国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

ウ 福山市暴力団排除条例(平成24年福山市条例第10号)第2条第3号に規定する暴力団員等が法人の役員を務め、又は事業活動を支配していないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。

オ 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を併せて受けるものであること。

(2) 整備要件

ア 福山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準等を定める条例（平成24年条例第47号）及び福山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第52号）その他関係する法令等の基準を満たすこと。

イ 補助内示後速やかに施設整備に着手し、第9期福山市介護保険事業計画期間中（2027年（令和9年）3月末まで）に整備を完了させ、新設の場合は、事業所の指定を受けること。

ウ 指定申請に当たっては、応募内容と一致させること。

4 注意事項

(1) 1事業者当たり応募できるのは、1事業所とする。

※本年度、福山市が実施する他の施設整備に係る公募との重複応募を可能とする。ただし、複数選定された場合の一部の辞退は認めない。

(2) 応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募を直ちに無効とする。

ア 上記「3応募資格等(1)応募資格」に該当しないと認められるとき。

イ 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。

ウ 応募者又はその関係者が公正かつ公平な選定を直接又は間接に妨げたとき。

エ その他応募に関して不正の行為が認められるとき。

(3) 整備事業者として選定後、整備場所や運営内容については、原則として応募申請書等のおりに施設整備を行うこととし、本市の承諾なく変更することは認めない。ただし、下記(8)の場合等、必要に応じて図面等の修正を求める場合がある。

(4) 整備事業所として選定された後の図面の変更については、建物の実施設計に伴うものなど、本市がやむを得ないと認めた場合のみ、可能とする。ただし、開設予定地やこの募集に係る評価に影響を与える変更は原則、認めない。こうした事態が発生した場合は、選定を取り消す場合がある。

(5) 都市計画法、建築基準法、消防法及び福山市関係条例その他開設や施設建設に関する法令に適合した計画とすること。そのため、必要に応じて、関係機関・部署への相談を行っておくこと。選定後、関係法令等の基準に適合していない場合は、選定を取り消す場合がある。

(6) 消防法施行令別表第1(6)項口(1)に該当するものとして、消防用設備等（スプリンクラー等）を指定申請の提出時までには設置すること。

(7) 利用者は、本市の介護保険被保険者に限定し（他の市町村による指定については同意しない）、原則として事業所が所在する日常生活圏域の被保険者

を優先すること。

- (8) 選考結果の上位得点者から順に、応募に係る希望定員数の合計が本市の整備数(36人)の範囲内である者を整備事業者とする。この場合において、本市の整備数になお残があるときは、次点の事業者(選考において、前段の整備事業者の最低点の90%以上の得点があるものに限る。)について、本市の整備数での整備を了承する場合には、整備事業者に加えることとし、了承がない場合は、さらに次点の事業者について同様とする。

5 応募方法

(1) 応募書類

応募書類	備考
「福山市指定認知症対応型共同生活介護事業者応募申請書」及び添付書類	各8部(正本1部、副本7部) ※応募申請書と添付書類を1セットごと「添付書類一覧表」の番号を記載したインデックスをつけてファイリングすること。 ※詳細は「添付書類一覧表」を参照
図面等	各10部 ※上記添付書類とは別に用意すること。 詳細は「添付書類一覧表」を参照

※応募書類については、両面印刷可とする。

また、その規格は、A4判(日本工業規格A列4番)とすること。ただし、これによりがたい場合は、別規格でも可とする。

(2) 募集期間

2025年(令和7年)6月20日(金)から同年9月19日(金)まで

(3) 応募方法

応募書類は、事前に受付票を提出した事業者に対してのみ送付する。

送付を希望する場合は、2025年(令和7年)7月31日(木)午後5時15分までに受付票(介護保険課ホームページ掲載「高齢者保健福祉施設の整備事業者応募受付票」)を提出すること。(電子メール、郵便又はファクシミリによる提出を認めるが、郵便の場合は、期限当日までの消印があるものを有効とする。)

応募書類は、事前に電話連絡したうえで、福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課の窓口へ2025年(令和7年)9月19日(金)までに持参すること。(土曜、日曜及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)郵送は不可とする。

(4) 留意事項

- ア 必要に応じ、追加書類を求める場合がある。
- イ 応募に係る費用は、応募者が負担すること。
- ウ 必要な書類がすべて整わない場合は、書類を受理しない。
- エ 受理した書類は、返却しない。また、その内容の変更を認めない。
ただし、施設整備方針の変更につながらないような、軽微な誤り（記載誤り等）があると事業者から申出があった場合は、提出後1週間以内限り、書類の修正を認める。
- オ 応募を取り下げる場合は、取下書（様式自由）を提出すること。この場合においても、受理した応募書類は返却しない。
- カ 受理した応募書類は、公文書として福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づき取り扱う。

6 質問及び回答

募集要領に関する質問がある場合は、2025年（令和7年）7月11日（金）午後5時15分までに質問書（様式自由）を福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課に提出すること。（電子メール、郵便又はファクシミリによる提出を認めるが、郵便の場合は、期限当日までの消印があるものを有効とする。）
なお、電話での質問は受け付けない。
質問に対する回答は、同年7月25日（金）までに本市ホームページに掲載する。

7 選定及び決定の方法

書類を提出した事業者に対して、面接審査を実施する。面接審査の日程については、別に通知する。
福山市社会福祉法人等審査会において、「整備審査基準」及び「認知症対応型共同生活介護審査基準表」に基づき、応募者の計画を審査のうえ選定し、その結果について福山市社会福祉審議会老人福祉専門分科会の意見を聴き、市長が整備事業者を決定する。

なお、審査において、評価項目の合計点が満点の6割に満たない整備計画は選定しない。

8 整備に係る補助金

- (1) 「広島県地域医療介護総合確保事業補助金（介護施設等整備事業）」の対象とし、本市が補助金として、次の区分等に応じて選定事業者に交付する。
ただし、実際に交付されるまでには、法令等の改正により、交付の有無や

交付額等が変更されることがあるので、留意すること。なお、本市による単独補助は行わない。

【2024年度（令和6年度）広島県地域医療介護総合確保事業補助金（介護施設等整備事業）の補助金額】

区 分	補助金 上限額	対象経費
地域密着型サービス等 整備等助成事業	36,600千円 /1施設	整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護施設等の施設開設 準備経費等支援事業	914千円× 入居定員	円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。 （具体例：設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6か月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）

※上記の補助金額については、2025年度（令和7年度）分から改正予定となっているため、実際の補助金額は改正後の補助金額を適用予定である。

（2）今回の応募書類（「資金収支予算書（様式第4号-1）」及び「補助金積算書（様式第5号）」）を作成するに当たっては、上記の2024年度（令和6年度）「広島県地域医療介護総合確保事業補助金（介護施設等整備事業）」の補助金額により試算すること。

- (3) 当該補助により取得した財産は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換等を行ってはならない。ただし、その財産が耐用年数を経過し、又は本市の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 補助金の活用は任意であり、活用する場合は、補助内示後に整備着手が可能となる。

9 決定後の流れ

個別の結果は、その応募者のみに通知するとともに、整備事業者として選定された応募者の概略については、本市ホームページに掲載する。

10 スケジュール（予定）

2025年度(令和7年度)	内 容
6月20日(金)	募集開始、質問受付開始
7月11日(金)	質問受付終了
7月25日(金)	質問に対する回答期限
9月19日(金)	募集受付終了
9月下旬～12月上旬	審査期間
12月中旬	選定結果を応募事業者に通知
12月中旬～(30日間)	選定結果ホームページ公開

※応募状況等により、スケジュールが変更となる場合がある。

11 応募・問い合わせ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎3階
 福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課（サービス基盤担当）
 電 話：(084) 928-1281
 F A X：(084) 928-1732
 メールアドレス：kaigo@city.fukuyama.hiroshima.jp

(別紙)

< (介護予防) 認知症対応型共同生活介護とサテライト型 (介護予防)

認知症対応型共同生活介護との人員・設備基準比較>

		(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (本体事業所)	サテライト型 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
代表者		認知症の介護従事経験若しくは保健医療・福祉サービスの経営経験があり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者	本体の代表者
管理者		常勤・専従であって、3年以上認知症の介護の従事経験がある認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者	本体の管理者が兼務可能
介護従事者	日中	常勤換算方法で3:1以上	常勤換算方法で3:1以上
	夜間	時間帯を通じてユニットごとに1以上	時間帯を通じてユニットごとに1以上
計画作成担当者 介護支援専門員		介護支援専門員であって、認知症介護実践者研修を修了した者1以上	認知症介護実践者研修を修了した者1以上

<サテライト型 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の基準について>

サテライト型事業所の本体となる事業所	認知症グループホーム ※ 事業開始後1年以上の本体事業所としての実績を有すること、又は、入居者が当該本体事業所において定められた入居定員の70%を超えたことがあること。		
本体1に対するサテライト型事業所の箇所数	最大2箇所まで		
本体事業所との距離等	自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離 本体事業所と同一建物や同一敷地内は不可		
設備基準等	本体事業所と同様		
指定	本体、サテライト型事業所それぞれが受ける。 ※医療・介護・福祉サービスについて3年以上の実績を有する事業者であること。 ※あらかじめ市町村に設置される地域密着型サービス運営委員会等の意見を聴くこと。		
定員		本体事業所	サテライト型事業所
	ユニット数	3まで	2まで
	入居定員	1ユニットあたり5~9人	
※サテライト型事業所は、本体事業所のユニット数を上回らず、かつ、本体事業所のユニット数との合計が最大4まで			

* 代表者・管理者・介護支援専門員である計画作成担当者は、本体との兼務等により、サテライト型事業所に配置しないことができる。

(第218回社会保障審議会介護給付費分科会(2023年6月28日)【資料4】認知症対応型共同生活介護 参考)